

**「飼養衛生管理基準」改正案
(家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令案)
への意見**

農民運動全国連合会 会長 笹渡義夫
畜産農民全国協議会 会長 森島倫生

農林水産省は、2018年の国内での26年ぶりの豚熱(CSF)の発生や、中国・アジアでのアフリカ豚熱(ASF)の感染拡大を受け、今年4月に家畜伝染病予防法を一部改正し、今年7月にはこの改正を踏まえて豚・いのししだけでなく牛・山羊などの他畜種まで含めて「飼養衛生管理基準」を見直すとしています。

この見直し案には、「大臣指定地域においては、放牧場、パドック等における舎外飼養を中止すること」と明記されており、しかもこの「放牧中止」規定は豚・いのししのみならず、牛・山羊などの他畜種の飼養衛生管理基準(案)にも明記されています。

意見① この「放牧中止」規定は、畜産農家に経営方針の変更を迫る、きわめて大きな政策転換であり、拙速な策定はするべきではないと考えます。

多くの畜産農家にとって、新たな「飼養衛生管理基準」に「放牧中止」規定が盛り込まれるという話は、「寝耳に水」の事態です。策定にあたっては、生産者や各種畜産団体などの意見を十分に反映させるべきであり、改正案の内容の周知も、生産者からの意見聴取も、放牧農家への影響調査もまったく不十分な現状で、国会審議など国民的議論のプロセスも経ないまま、農林水産省とごく一部の有識者のみで決定することは、民主的行政の原則にも反するのではないのでしょうか。

あらためて、家畜伝染病予防法改正を受けた「飼養衛生管理基準」案の決定を7月より延長することを強く求めます。

意見② この「放牧中止」の項目は改正案から削除すべきです。また、「放牧中止に備えた畜舎の確保、または移動のための準備措置を講ずる」とした規定も削除すべきです。

農林水産省は放牧中止の理由として、「放牧は野生動物と接触しやすい」ことを挙げていますが、放牧が家畜伝染病の感染リスクを高めるという科学的根拠を十分に示していません。

現在、全国約 4300 の養豚場のうち放牧は約 140 農場、肉用牛の繁殖雌牛の 17% の約 11 万頭、酪農に至っては総飼養頭数の 23% に当たる約 30 万頭が放牧で飼養されており（日本農業新聞 6 月 6 日付）、放牧中止規定が現実となればその影響はきわめて甚大です。この多くの放牧農家に対し、経営悪化にも直結しかねない放牧中止を法的に強制するのであれば、その必要性の科学的根拠が明確に示されることが不可欠です。しかし現在のところ、そうした説明はまったく不十分であり、納得できません。

一方で、ワクチンも未開発で治療方法もないアフリカ豚熱や、感染が拡大すればきわめて多大な被害となる口蹄疫、またヒトに広がった新型コロナウイルスのような未知の感染症など、家畜伝染病への対策強化の必要性は多くの畜産農家にも共有されているものであり、一概に科学的知見を否定して従来の管理方法を踏襲すべきと主張しているのではないことも強調しておきたいと思います。

そもそも近年の家畜伝染病の拡大は、輸入飼料に依存した加工型畜産、大規模経営、密飼いなどの現在の畜産のあり方、経営継続すら困難になるような低い畜産物価格などのもとで引き起こされているものです。一方、放牧は近年、多面的機能や持続可能な循環型農業の実践として、またアニマルウェルフェアや良質の畜産物ブランドとしても大きく注目され、今年 3 月 31 日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画でも重く位置づけられるなど、農林水産省の従来の政策でも推進されている畜産のあり方です。放牧のこうした重要な役割を希薄な根拠で機械的に否定するのではなく、家畜伝染病に脆弱な近代畜産のあり方を多面的に検証することこそ、真の家畜伝染病予防に資する飼養衛生管理につながるものと考えます。

以上

農民運動全国連合会 （畜産農民全国協議会も同じ）

住所 〒173-0025 東京都板橋区熊野町 47-11 社医研センター2 階

T E L (03)5966-2224 F A X (03)5966-2226 E-mail : info@nouminren.ne.jp

事務局担当者氏名 満川暁代 E-mail : mitsukawa@nouminren.ne.jp